

資料編

学識経験者、文化財保護審議会委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、文化芸術振興推進委員会委員、公募による市民等の委員 14 名で構成され、本計画にかかる事項について協議していただきました。

■ 西東京市文化財保存・活用計画策定委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化財保存・活用計画（以下「文化財保存・活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市文化財保存・活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は、文化財保存・活用計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員 14 人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 文化財保護審議会委員 2人
- (3) 公募による市民 3人以内
- (4) 西東京市文化財保存・活用計画庁内検討委員会委員 2人
- (5) 西東京市社会教育委員設置条例（平成 13 年西東京市条例第 200 号）に基づく西東京市社会教育委員 1人
- (6) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成 13 年西東京市条例第 80 号）第 6 条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員 1人
- (7) 西東京市図書館設置条例（平成 13 年西東京市条例第 81 号）第 6 条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員 1人
- (8) 西東京市文化芸術振興条例（平成 21 年西東京市条例第 32 号）第 8 条の規定に基づく西東京市文化芸術振興推進委員会委員 1人
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人

第4 任期

委員の任期は、第 3 に規定する依頼の日から第

2 に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

委員会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

委員会の委員（第 3 第 4 号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

■ 委員名簿 (敬称略)

区分	氏名
学識経験者	田井 祐子
	篠沢 健太
西東京市文化財保護審議会委員	◎ 鈴木 賢次
	石井 則孝
西東京市社会教育委員	○ 矢野 真一
西東京市公民館運営審議会委員	武司 一郎
西東京市図書館協議会委員	川口 順啓
西東京市文化芸術振興推進委員会委員	中平 英二
公募による市民	高橋 孝
	都築 勲
	柄沢 和夫
西東京市文化財保存・活用計画庁内検討委員会委員	小関 俊典
	五十嵐 豊
その他教育長が委員として適当と認めた者	早川 礼成

◎座長、○副座長

■ 開催状況

回	開催日	協議内容
第1回	平成27年5月27日	・委員依頼及び任命 ・西東京市の歴史・文化の概観
第2回	平成27年7月29日	・市民意識調査結果(速報)報告 ・歴史文化基本構想について ・西東京市文化財保存・活用計画素案について ・市民活動団体等ヒアリング及び中学生ワークショップについて
第3回	平成27年9月30日	・市民活動団体等ヒアリングに関する追加報告 ・西東京市文化財保存・活用計画素案について
第4回	平成27年11月13日	・西東京市文化財保存・活用計画素案について
第5回	平成27年12月18日	・西東京市文化財保存・活用計画素案について
第6回	平成28年1月12日	・西東京市文化財保存・活用計画素案について
第7回	平成28年2月17日	・西東京市文化財保存・活用計画最終案について

計画策定の基礎データとして活用するため、文化財の保存・活用に対する意識等を把握するアンケート調査等を実施しました。

① 市民（15歳以上）意識調査

目的	市民の文化財の保存・活用に対する意識等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
対象	住民基本台帳に登録された15歳（高校生）以上の男女個人2,000人（人口構成比に配慮し無作為抽出）
調査期間	平成27年6月17日～7月8日
有効回収数	625票（有効回収率31.3%）

② 小・中学生意識調査

目的	小学校5年生及び中学校3年生の文化財の保存・活用に対する意識等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
対象	市立小・中学校の児童（小学校5年生268人）・生徒（中学校3年生351人）
調査期間	平成27年6月30日～7月10日
有効回収数	597票（有効回収率96.4%、小学生260票、中学生337票）

③ 市民活動団体・商店会等ヒアリング

目的	文化財に関わる市民活動団体及び商店会等の活動の状況や文化財の保存・活用に対する意識等を把握し、計画策定の基礎資料とする。
対象	早稲田大学考古学研究会、道の会、西東京自然を見つめる会、下保谷の自然と文化を記録する会、屋敷林の会、しーたとのーやの会、東京大学農場・演習林の存続を願う会、西東京市の歴史を守る会写真班、田無商業協同組合、東伏見商栄会（10団体）
調査期間	平成27年6月30日～7月10日

④ 中学生ワークショップ

目的	下野谷遺跡を活用したまちづくり提案（プレゼンテーション）を実施し、遺跡活用についての意識やアイデア・意見を把握する。
対象	市内の中学校に通う中学生（12名が参加）
実施期間	平成27年8月26日・9月6日・9月20日

■ 中学生ワークショップの実施詳細

第1回 下野谷遺跡とその周辺を見てみよう

実施日時：8月26日(水)10:00～15:00 場所：下野谷遺跡周辺
実施事項：下野谷遺跡及び周辺のフィールドワーク後、意見交換によるまちづくりのアイデアを出し合う。

第2回 遺跡を活かしたまちづくり提案をまとめよう

実施日時：9月6日(日)10:00～15:00 場所：郷土資料室
実施事項：一人ひとり、まちづくりのアイデアを提案にまとめる。途中、コーディネーターの先生方の指導を受けながら、発表の準備を実施。

第3回 アイデア提案発表会・講演会と意見交換会

実施日時：9月20日(日)10:00～16:00 場所：早稲田大学東伏見STEP22
実施事項：一人ひとり発表し、その後、コメンテーターの方々等との意見交換を実施。

(ワークショップコーディネーター)

卯月 盛夫(うづき もりお)氏 (早稲田大学社会科学部教授)
入井 徹(いりい とおる)氏 (早稲田大学社会科学部、卯月研究室助手)
百武 ひろこ(ひゃくたけ ひろこ)氏 (早稲田大学講師)

(第3回アイデア提案発表会 意見交換会コメンテーター)

鈴木 賢次(すずき けんじ)氏 (西東京市文化財保存・活用計画策定委員会座長)
都築 恵美子(つづき えみこ)氏 (西東京市文化財保護審議会委員)
滝島 萌(たきしま もえ)氏 (都立高校生)

■ 中学生ワークショップでのアイデア提案内容

A. 縄文遺跡公園の整備内容

- A-1 縄文タイムスリップレストラン
- A-2 縄文パークで縄文人になろう
- A-3 下野谷縄文むらを作ろう
- A-4 遺跡発掘体験
- A-5 縄文時代の竪穴式住居に住もう

B. 広報・PR活動

- B-1 縄文の食を学校に使用しよう
- B-2 西東京市出身のきやりーばみゅばみゅに下野谷遺跡をアピールしてもらおう
- B-3 下野谷遺跡ポスタープロジェクト
- B-4 文房具で下野谷遺跡を広めよう

C. まちづくりへの展開

- C-1 町に縄文時代を復活させよう
- C-2 現代の力を残して縄文の風景を出す
- C-3 下野谷遺跡行き第6ルート

■ 中学生ワークショップの活動状況

第1回 縄文時代についてクイズ形式でレクチャー

縄文土器と同じ模様づけを体験



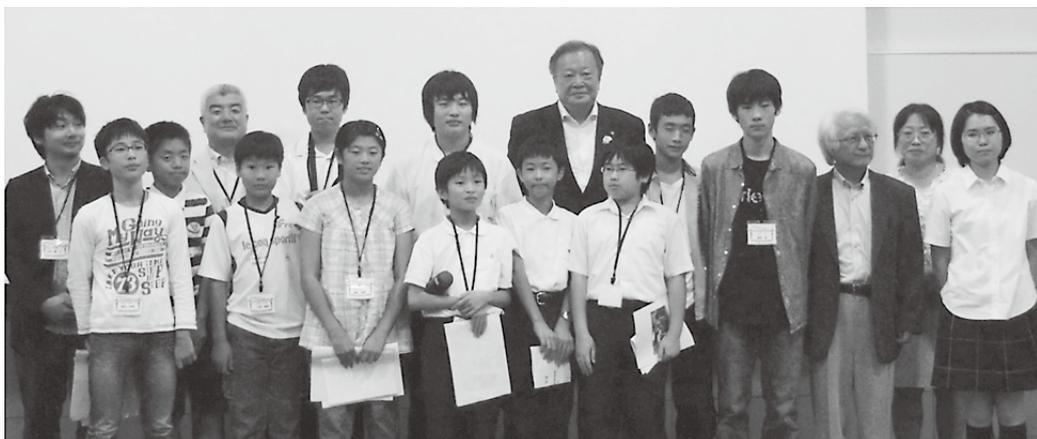
第2回 まちづくり提案作成

コーディネーターの先生方による指導



第3回 まちづくり提案発表

意見交換会



⑤ 市民意見提出手続（パブリックコメント）

目的	「西東京市文化財保存・活用計画（素案）」に対する市民の考えや意見を広く把握し、計画策定の資料とする。
調査期間	平成 28 年 1 月 15 日～2 月 12 日

お寄せいただいた意見と市の検討結果	
<p>[お寄せいただいた意見] 市民意識調査の結果、郷土資料室の認知度が低いことに対する対策について計画の中で記載したほうがよい。（件数：1 件）</p> <p>[市の検討結果] 本計画では、郷土資料室での企画事業の充実や既存および新たな情報媒体による周知、他課の事業と組合せた事業の実施等により、郷土資料室についての周知を図るとともに、活用を推進していくこととしております。</p>	
<p>[お寄せいただいた意見] 小中学生の意識調査によると、下野谷遺跡や郷土資料室の認知度がなぜ低いのかを分析するべきである。また、郷土資料室を社会科見学等で活用し郷土意識等の教育を行っていくべきではないか。（件数：1 件）</p> <p>[市の検討結果] 現在、郷土資料室は小学校（一部）の社会科見学に活用されていますが、調査の結果から、今後の取組の必要性が示されています。本計画に基づき、授業での下野谷遺跡・郷土資料室の活用のさらなる推進や子ども向け副読本の作成等、文化財を活用し、郷土意識等の醸成に取り組むこととしております。</p>	
<p>[お寄せいただいた意見] 郷土の文化財を守り継承していくために次世代への教育と伝承が必要と考える。そのために、各文化財や郷土資料室へ行きやすい環境整備も重要ではないか。（件数：1 件）</p> <p>[市の検討結果] 郷土資料室の来訪を促す環境整備として、今年度、西原総合教育施設近辺に誘導看板を設置しました。今後は、市ホームページや市スマートフォンアプリ等を活用し、利用者が訪問しやすい交通情報等も発信していきます。</p>	
<p>[お寄せいただいた意見] 市内には国史跡指定となった下野谷遺跡の他に遺跡が 14 か所あるが、その重要度はどれほどか。（件数：1 件）</p> <p>[市の検討結果] 14 か所の遺跡では、発掘調査等により土器や石器が見つかっており、いずれも本市の歴史を理解するという点で重要な遺跡ととらえています。</p>	
<p>[お寄せいただいた意見] 市内の遺跡は、市の指定文化財等として市のホームページ等で公表していないが、今後どのように周知していくのか。（件数：1 件）</p> <p>[市の検討結果] 現在、市指定文化財については、市ホームページ『楽しむ』の中に掲載をしており、下野谷遺跡に関しては、市ホームページに関連情報を掲載するほか、市図書館ホームページに関連資料等を紹介しています。今後、そのほかの遺跡についての情報提供も検討してまいります。</p>	

平成 13 年 1 月 21 日

条例第 79 号

改正 平成 17 年 3 月 30 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 182 条第 2 項の規定に基づき、法及び東京都文化財保護条例(昭和 51 年東京都条例第 25 号。以下「都条例」という。)の規定による指定を受けたもの以外の文化財で西東京市(以下「市」という。)の区域内にあるもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の価値が高く、考古資料等の学術上の価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)
- (4) 旧宅その他の遺跡で市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの(以下「史跡」という。)
- (5) 庭園その他の名勝地で市にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの(以下「旧跡」という。)
- (6) 生物、無生物及び特異な地質学的形態で学術上の価値の高いもの又は著名な由緒あるもの(以下「記念物」という。)

(市等の責務)

第 3 条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

(指定)

第 4 条 西東京市教育委員会(以下「委員会」という。)は第 2 条の文化財のうち、市の区域内にあるもので、市にとって特に重要なものを西東京市文化財(以下「市文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の指定をするには、委員会はあらかじめ次に掲げる者の同意を得なければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの文化財については、所有者及び権原に基づく占有者がある場合はその占有者(以下「所有者等」という。)
- (2) 第 2 条第 2 号の文化財については、その保

存に当たっている者(以下「保持者」という。)

(解除)

第 5 条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市文化財の指定を解除する。

- (1) 市文化財が滅失したとき。
- (2) 市文化財が著しくその価値を失ったとき。
- (3) 市文化財が市の区域外に移ったとき。
- (4) 市文化財が法の定めるところによる国の指定又は都条例の定めるところによる東京都(以下「都」という。)の指定を受けたとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、委員会が適当と認める理由のあるとき。

(諮問及び報告)

第 6 条 委員会は、第 4 条又は前条の規定により、市文化財の指定又は指定の解除をしようとするときは、西東京市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。ただし、都の指定又は国の指定を受けたことにより指定の解除をしようとするときは、報告を行うことによりこれに代えることができる。

(告示、通知及び指定書の交付等)

第 7 条 第 4 条の規定により指定をしたときは、委員会は、その旨を告示し、所有者等又は保持者(以下「管理者」という。)に通知するとともに、管理者に指定書を交付しなければならない。

2 第 5 条の規定により指定の解除をしたときは、委員会は、その旨を告示し、管理者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により通知を受けたときは、通知を受けとった日から 30 日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

4 指定及び指定の解除は、第 1 項及び第 2 項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(保存地域の設定)

第 8 条 委員会は、市指定の有形文化財、市指定の有形民俗文化財、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めたものについては、所有者等の同意を得て、地域を定めて一定の行為を制限し、又は禁止することができる。

(保存施設)

第 9 条 委員会は、市指定の有形文化財の建造物、市指定の有形民俗文化財の衣服、器具、家屋その他の物件、市指定の史跡、市指定の旧跡及び市指定の記念物のうち、保存のため必要であると認めるものについては、所有者等の同意を得て、これに必要な保存施設を設置し、所有者等に管理させることができる。

(注意義務)

第 10 条 市文化財の管理者は、当該市文化財の管理及び活用について、常に善良な注意を払わなければならない。

(管理責任者)

第 11 条 市文化財の管理者は、特別の事情があるときは、自己に代わりその市文化財の管理に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

2 市文化財の管理者は、正当な理由があるとき

は、管理責任者を変更し、又は解任することができる。

3 前2項の規定により、管理責任者を選任し、変更し、又は解任したときは、市文化財の管理者は速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

4 管理責任者には、前条の規定を準用する。

(権利義務の継承)

第12条 市文化財の管理者に変更があったときは、変更後の管理者は、この条例並びにこの条例に基づいて発する西東京市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)及び委員会の指示又は処分による変更前の管理者の権利義務を継承する。

(届出事項)

第13条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに委員会に届け出なければならない。

- (1) 市文化財について権原の移動が生じたとき。
- (2) 市文化財が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗みとられたとき。
- (3) 管理者又は管理責任者の氏名、名称又は住所が変更したとき。
- (4) 市文化財の保存上考慮すべき事態が予知されるとき。

(許可事項)

第14条 市文化財の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 市文化財の現状を変更しようとするとき。
- (2) 市文化財の所在地を変更しようとするとき。

(経費の負担)

第15条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下「管理等」という。)に要する経費は管理者の負担とする。ただし、管理等に多額の経費を要し、管理者がその負担に堪えられない場合その他特別の事情がある場合は、その経費の一部に充てるために市長は管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の補助金を交付する場合には、市長はその補助の条件として管理等に関し必要な事項を指示するとともに、委員会は必要であると認めるときは、指揮監督をすることができる。

3 市長は第1項ただし書の補助金の交付を受ける市文化財の管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部は返還させることができる。

- (1) この条例並びにこれに基づいて発する委員会規則及び委員会の指示に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(有償譲渡の場合の納付金)

第16条 前条第1項ただし書の補助金の交付を受けた市文化財を有償で他人に譲渡したときは、管理者は当該補助金から補助による管理等が行われた以後に管理等のために自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。ただし、市文化財を市に譲り渡した場合その他特

別の事情のある場合は、納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(公開)

第17条 委員会は、市文化財の管理者に対し、6月以内(市指定の無形文化財にあっては、20日以内)の期間に限って委員会の行う公開の用に供するため、その市文化財の公開を求めることができる。

2 委員会は、市文化財の管理者に対し、3月以内(市指定の無形文化財にあっては、10日以内)の期間に限って、その市文化財の公開を求めることができる。

3 第1項の規定により提供のために要する経費は市の負担とし、前項の規定による公開のために要する経費は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市文化財が提供されたときは、その職員のうちから管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 第1項の規定により、提供したこと起因して市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、その所有者等に対し通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき理由又は天災等により滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(報告)

第18条 委員会は、必要があると認めるときは管理者に対し、市文化財の現状又は管理の状況につき、報告を求めることができる。

(記録の作成等)

第19条 委員会は、国、都又は委員会が指定した文化財以外の文化財及び生活、生業、風習等の推移を示す無形の民俗資料のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は適当な者に対しその記録の作成若しくは保存をさせることができる。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

(罰則)

第21条 市文化財を損壊し、き損し、又は隠匿した者は、1万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市文化財保護条例(昭和38年田無市条例第3号)又は保谷市文化財保護条例(昭和46年保谷市条例第16号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成13年6月29日条例第201号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月30日条例第10号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(昭和二十五年五月三十日)
 (法律第二百十四号)
 [最終改正] 平成二六年六月一三日法律第六九号

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くこと

のできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

国指定文化財

玉川上水

江戸時代前期の1653年(承応2年)に完成した用水で、江戸市中への給水に大きな役割をはたしました。その後、武蔵野一帯にも様々に分水され、灌漑用水や新田開発等に利用されましたが、市内にも田無用水(田柄用水を含む)・千川上水・関野分水・梶野分水等がありました。

下野谷遺跡

縄文時代中期(今から4～5千年前)の環状集落であり、南関東では傑出した規模と内容を持っています。直径約150メートルの集落は、住居跡群、墓と考えられる穴土坑(墓等と考えられる穴)群、掘立柱建物(倉庫等と考えられる建物)群等で構成されており、縄文時代中期の典型的な形態をしています。さらに、谷を挟んだ東側には、下野谷遺跡東集落というべき、ほぼ同時期の環状集落が存在しています。集落の継続期間が1,000年間と非常に長く、また、住居跡や土坑が密集して見ついていること等から、下野谷遺跡は石神井川流域の拠点となる集落だったと考えられています。

国の指定においては、開発の著しい首都圏において、このような大集落が、ほぼ全域残っていることは極めてまれであり、未来に残すべき貴重な文化遺産であると高く評価されています。

小金井(サクラ)

江戸時代中期の8代将軍吉宗の時代(18世紀前半)に大岡越前守忠相の命により、ヤマザクラの苗種を、玉川上水堤に植え付けて桜並木としたものです。

都指定文化財

田無神社本殿・拝殿

本殿は、1858年(安政5年)に大工鈴木内匠、彫工嶋村俊表が建築したもので、全面に極めて優れた彫刻があり、江戸の堂宮建築の高度な水準を示す貴重な建物です。拝殿は、1875年(明治8年)に地元の大工が建築したもので、地域の大工の技量がなお高い水準を保っていたことを良く示しています

市指定文化財

市指定第1号 石幢六角地蔵尊

1779年(安永8年)建立。6本の別れ道に立ち、六道輪廻を救済するといわれる地蔵菩薩を各面に一体ずつ浮彫りし、脚部にそれぞれの道の方向を示す道標が刻まれています。以前は、所沢街道をはさんだ向い側にありました。

市指定第2号 田無ばやし

田無には祭囃子がありましたが、完成されたものではありませんでした。しかし、明治末期に西林源六氏が関東一の御囃子の名人といわれた多摩郡千歳村船橋(現・世田谷区)の内海軍次郎氏に弟子入りし、それまでの古い田無囃子を改良して今日の「速間流田無囃子」を完成させました。現在は「速間流田無ばやし保存会」が伝承しています。

市指定第3号 延慶の板碑

谷戸地域の横山道付近で発見されたもので、延慶(1308年～1310年、鎌倉時代)の年号があり、今の所、市内最古の板碑です。大日如来の種子(本尊)が刻まれています。鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する、貴重な資料です。

市指定第4号 稗倉

1838年(天保9年)、田無村名主下田半兵衛富永は、飢饉に備えて稗を貯える方法を代官に願

い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てました。貯穀は名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯えました。干支にちなみ12室に分けられており、年々一室分を詰め替え、古穀を貧困者や罹災者等に分配しました。1863年(文久3年)に一度建て替えられ、後に1873年(明治6年)に用済みとなり、分割された一部がこの稗倉です。

市指定第5号 下田家文書(公用分例略記)

下田家が田無村名主になってから代々の当主によって書き残されたもので、代官から村役人に通告した「御触れ」全10巻、名主から代官への訴状「訴」全7巻の計17巻からなります。編集されたのは1853年(嘉永6年)ですが、記録は1596年(慶長元年)に遡ります。

市指定第6号 北芝久保庚申塔

北芝久保地区に入植した百姓18人の庚申講中が1674年(延宝2年)に建立しました。碑面は、中央に文字が刻まれ下に三猿の浮彫りがあるだけで、青面金剛像は無く、古い作風を伝えます。多摩地域全体でも、特に初期に建立されたものです。

市指定第7号 養老田碑

1854年～1859年(安政年間)建立。江戸時代後期の凶作が相次ぐ時代に、村内の貧困者や老人を保護したこと等、田無村名主下田半兵衛富宅の行った善政を、子孫に伝えるための碑文が刻まれており、当時の民政資料として貴重です。碑文は幕末の著名な儒学者安井息軒、揮毫は田無村の医者であった賀陽 濟(玄順)の筆によります。

市指定第8号 養老畑碑

1854年～1859年(安政年間)建立と推定されています。江戸時代末期の政情不安な時代に、田無村名主下田半兵衛富宅は、1854年(安政元年)に自分の所有地1町歩(約1ヘクタール)を養老畑として提供しました。この碑は、当時養老畑のあった場所(現・田無神社の裏手付近)に標識として建立されたと推定されており、民政資料として貴重です。

市指定第9号 下田半兵衛富宅の木像(附 厨子)

1859年(安政6年)に下田半兵衛富宅の子息三右衛門富潤が、父富宅58才の時に製作しました。寄木造り、玉眼の座像で、厨子の扉裏に富宅の功績が漆書きされており、当時の民政資料として貴重です。

市指定第10号 獅子頭(雄獅子・雌獅子)

1850年(嘉永3年)製作、1864年(元治元年)修理。神前に奉納する獅子舞の獅子頭で、金箔で仕上げられており、美術的にも優れたものです。2頭の獅子頭は、田無村上宿と下宿が神楽を競い、毎年作柄の豊凶を占ったと言われていたのですが、後には雨乞いの際の獅子頭として村人から利用されました。

市指定第11号 高札(火付ケ御文言高札)

高札は一定期間高札場に掲げられ、村民に対して周知を図るものです。この高札は、1711年(正徳元年)に江戸幕府により全国的に掲示されました。田無村は1730年(享保15年)に村の中心部で大火があり、高札場も焼失しました。その後も数度の火災があったので、長期間掲示されたようです。桧材一枚板に墨書されており、七箇条からなります。

市指定第12号 人馬賃銭御定メ掛札

田無村は「八方江之継場」で交通の要所にあたり、公用・私用の人(駕籠)や馬の利用が多い宿場町でした。田無村名主下田半兵衛富宅は、駄賃表を明示して紛争を防ぐため、1855年(安政2年)道中奉行に高札の下付願いを提出し、1857年(安政4年)4月に下げ渡しになりました。近郷の宿駅8か所への距離、人馬賃銭等が墨書されています。

市指定第13号 葦山笠(名主用)

治安が乱れた幕末の1863年(文久3年)、伊豆葦山代官江川太郎左衛門は幕府の許可を得て、農兵隊を組織しました。葦山笠は江川がその時考案したもので、日本の武将の陣笠とフランス軍の帽子の形とを折衷しています。楮生紙で観世縷りを作り帽子型に編み上げ、黒漆を塗って仕上げられてあり、名主用は笠の周囲を金色で縁取りしてあります。田無村のものは1866年(慶応2年)に製作されました。

市指定第14号 十王堂一字建立の碑

教観法師が1745年(延享2年)にこの地に「十王堂」を建立し、十王尊像2体を納めた記録の碑です。「十王堂」は「閻魔堂」と呼ばれ、向台地域の農民の寺・集会所であり、寺子屋も開かれました。なお、この碑の左側面には1746年(延享3年)の石橋供養の陰刻があり、堂宇建立の翌年、橋供養を兼ねてこの石碑が建てられたようです。

市指定第15号 玉井寛海法士の墓

寛海法士は明治の初めに閻魔堂の道心(住職見習)となり、寺子屋を開きました。法士の没後、その徳を偲んで筆子(生徒)86人がこの墓を建立しました。建立された年代は不明ですが、「田無町」と刻まれているので1879年(明治12年)以降です。

市指定第16号 撃剣家並木先生の墓

1825年(文政8年)に田無村に生まれた北辰一刀流の剣豪並木胤繁は、1871年(明治4年)に46才で亡くなりましたが、十周忌の1881年(明治14年)に門下生39人が建立したものです。万延の頃から多摩地域は天然理心流が全盛になりますが、田無付近は北辰一刀流の地盤であったことを示す良い資料です。

市指定第17号 南芝久保庚申塔

1745年(延享2年)に田無村南芝久保の講中38人が建立。特徴は青面金剛像が左の第一手に「ショケラ」と呼ばれる女人の髪の毛らしきものを握っていることですが、これが何であるかは定説がありません。「ショケラ」を持つのは田無地域では他に無く、保谷地域にも2例だけです。

市指定第18号 地租改正絵図

1873年(明治6年)の地租改正条令により、全国的に土地測量が行われました。田無村では、明治6年に着手し、地引絵図が1875年(明治8年)に、明治8年の土地台帳が1876年(明治9年)に完成しました。現在5巻の軸物に仕立てられ、一筆毎に地番が付けられ、道路・川・水路が記入されています。田無の地積図の原典です。

市指定第19号 文化九年検地図

青梅街道沿いの短冊状の屋敷図と周辺の状況が描かれた村絵図で、1812年(文化9年)に作成されました。1670年(寛文10年)、1690年(元禄3年)、1733年(享保18年)、1736年(元文元年)、1777年(安永6年)等に行われた検地の場所を色分けしてあり、全ての屋敷の位置もわかります。また、寺社地や川・水路等の特別地も色分けしてあります。きわめて正確に測量されており、3千分の1の縮尺(5間1分の割)で表示されています。ただし、青梅街道の道幅のみ600分の1にしてあります。

市指定第20号 文字庚申塔

新町の全域は1724年(享保9年)から上保谷新田として開発された新田村でしたが、1784年(天明4年)に五日市街道から上保谷新田に入る道(鈴木街道)の入口に、この庚申塔が建てられました。塔の下部には道標が銘文してあります。塔正面の左脇には、他の庚申塔に例を見ない「五穀成就」と彫られています。1998年(平成10年)に道路拡幅に伴い、現位置に移動したもので、元の位置はより東でした。

市指定第 21 号 招魂塔^{しょうこんとう}

塔身の正面に「招魂塔」とあるだけで、建立の趣旨を何も記していませんが、品川県社倉門訴事件（御門訴事件）の犠牲者の慰霊碑とされています。御門訴事件は、県が強行した社倉米の金納化に反対した武蔵野新田の農民が、1870 年（明治 3 年）1 月 10 日深夜に東京浜町の県庁に集団門訴を決行し、弾圧された事件でした。その後、1879 年（明治 12 年）に新田の「総村中」が建立しました。以前は墓地の南側にありましたが、五日市街道の改修で北側に移されました。

市指定第 22 号 六角地藏石幢^{ろっかくじぞうせきどう}

ほぼ正六角形の石柱で、各面の上部に 6 体の地藏菩薩を浮彫りにし、その下に銘文を施しています。「つや」という女性と「光山童子」の菩提を弔うために 1795 年（寛政 7 年）に建立されました。富士街道と深大寺道とが交差する所に建ち、道標を兼ねています。

市指定第 23 号 青面金剛庚申像^{しょうめんこんごうこうしんぞう}

二鶏三猿を刻んだ台石の上に着くまの邪鬼を踏まえた青面金剛の全身像です。市内に丸彫りの青面金剛全身像はこの 1 体だけです。この庚申像の立つあたりは上保谷村の中心であり、「榎の木」と呼ばれることから「榎の木の庚申様」として親しまれました。1714 年（正徳 4 年）に上保谷村庚申講中 18 人により造立されたものです。元は 6 腕でしたが、1945 年（昭和 20 年）の米軍の爆撃で向かって右 2 腕と左 1 腕を失いました。

市指定第 24 号 又六石仏群^{またろくせきぶつぐん}

旧上保谷村又六の五つ角に建っていますが、全て又六の講中が造立したものです。1776 年（安永 5 年）造立の六地藏石幢を中心に、向かって左側に上保谷で最も古い 1697 年（元禄 10 年）の青面金剛庚申塔と 1798 年（寛政 10 年）の同庚申塔を、右側に 1897 年（明治 30 年）の地藏菩薩立像 2 体を安置してあり、他に造立年不詳の地藏菩薩坐像があります。江戸時代に地藏信仰と庚申信仰が重なりあったことを示す良い資料です。なお、都道が広がる前は 8 月 24 日に盂蘭盆の縁日が立ち、又六の念仏講中が祠の前庭で「念仏申し」を行っていました。

市指定第 25 号 田無村御検地帳^{たなしむらごけんちちょう}

1690 年（元禄 3 年）、幕府は田無村の代官領を検地し、その記録の正本 1 組 7 冊を田無村に下げ渡しました。この文書は第 7 冊目で、屋敷分と全体の総計である「寄」の部分からなっています。田無村の検地帳として二番目に古いものです。最古の 1670 年（寛文 10 年）の検地帳が開扉不能であるため、内容がわかるものとしては最古ですが、他の 6 冊は虫食いがひどく判読さえ不可能です。当時の農業生産状況やその年貢高等が推定でき、青梅街道の町場形成も推察できるので、江戸時代中期の村勢を知る上で重要な資料です。

市指定第 26 号 真誠学舎関係文書^{しんせいがくしゃかんけいもんじょ}

1872 年（明治 5 年）に施行された学制に基づき、田無村では 1873 年（明治 6 年）8 月、無住寺となっていた密蔵院（現在の総持寺東隣り）に手を入れて「真誠学舎」を開校しました。当時の関係文書 4 点は、田無村初等教育の草創を物語る貴重な資料です。真誠学舎は、現在の田無小学校の前身です。

市指定第 27 号 尉殿大権現 神号額^{じょうどのだいごんげん しんごうがく}

江戸時代に尉殿権現社（現・田無神社）の拝殿に掲げられていましたが、1868 年（明治元年）の「神仏混淆相改令」によって、別当寺であった西光寺（現・総持寺）に引き取られました。江戸時代中期の作と考えられ、田無神社の旧神号を伝える貴重な資料です。檜材で作られ、額縁は花頭曲線による装飾です。

市指定第 28 号 柳沢庚申塔^{やぎさわこうしんとう}

1723 年（享保 8 年）、青梅街道と飯能（所沢）街道の追分（分かれ道）に付近の住民 23 人の講中が

建立したもので、道標を兼ねていました。台石を含めた塔の高さ3メートル余、荘厳で見事な容姿を持ち、当時の田無村の経済的繁栄を誇示するかのようですが、このような大型の庚申塔は多摩地方でも珍しいものです。1965年(昭和40年)頃、所沢街道拡幅のため移設されました。その後、2006年(平成18年)に現所在地に移設され、建立当時に比較的近い場所になりました。

市指定第29号 旧下田名主役宅

下田家は、江戸時代中期以降の田無村の世襲名主です。役宅は市内最古の民家で、1857年(安政4年)に建設されました。当初の遺構の大部分は保存され、昔のたたずまいを残しています。木造入母屋造三層(現在は二階建)の茅葺〔1985年(昭和60年)に銅版葺にする〕です。この役宅には、1857年(安政4年)4月21日に時の老中3人他幕閣重臣25人が、1885年(明治16年)4月16日には明治天皇がそれぞれ立ち寄られたことがありました。

市指定第30号 木彫彩色三十番神神像(附 厨子)

三十番神は、日蓮宗において1か月30日間、三十柱の神々が番代わりに日蓮宗の僧侶・寺院・信徒を守護するとされた神社でしたが、1868年(明治元年)に神仏分離に基づく施策として三十番神信仰は禁止となり、多くの番神神像が失われました。下保谷村の村鎮守三十番神も廃止されて天神社となりましたが、その神像は密かに別当寺であった福泉寺に移され、今日まで保存されています。この三十番神神像は、江戸時代後期頃の作ですが、下保谷村における近世末期までの村鎮守信仰の伝統を物語る貴重な歴史遺産です。

市指定第31号 木彫彩色俱利伽羅不動明王像(附 厨子)

江戸時代前期頃の造立。上保谷村鎮守尉殿権現社(現・尉殿神社)に祀られていた仏像の神体です。1868年(明治元年)の神仏分離令によって、権現号と共にその信仰を禁止(廃仏)されましたが、氏子によって保存され、現在はかつての別当寺である寶晃院に収蔵されています。上保谷村尉殿権現を分祀したと考えられる田無村鎮守尉殿権現(現・田無神社)の神体2体(現・総持寺蔵)を除いて、『新編武蔵風土記稿』にも同不動像を村の鎮守神として祀った例はなく、極めて珍しい文化財です。

市指定第32号 石製尾張藩鷹場標杭

江戸時代中期の1717年(享保2年)以後、尾張藩徳川家の鷹場(鷹を使って狩猟をするための場所)が復活しました。鷹場を囲んで境界線に83本の石杭が立てられ、上保谷村には9本の御定杭がありました。幕末に鷹場は廃止され、多くの杭が廃棄されましたが、上保谷村では5本が残っています。このようにまとまって残っている例はほとんどなく、歴史遺産として貴重です。

市指定第33号 総持寺のケヤキ

本樹は田無地域における最大級の単幹樹木で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。1842年(天保13年)から1850年(嘉永3年)にかけて西光寺(現・総持寺)の本堂を再建した折に、その落慶を記念して境内に植えた樹木の内の1本であると言い伝えられています。

市指定第34号 田無神社のイチョウ

本樹は単幹のイチョウとして田無地域で最大級の巨樹で、市内の巨樹が近年とみに減少している中で貴重な存在です。田無神社は、1868年(明治元年)の神仏分離令までは「尉殿大権現」と称し、西光寺(現・総持寺)の管理下に置かれていました。1842年(天保13年)から1850年(嘉永3年)の西光寺の本堂再建の折に記念植樹が行われましたが、これと期を同じくして植えられたと言い伝えられています。

市指定第35号 水子地藏菩薩立像

僧直道が廻国する途上、1771年(明和8年)に寶晃院に建立したものです。水子を救済する地藏菩薩の説話を元に、絵画風の構図を一石に彫刻した、類例の少ない巧みなつくりで、市内にこ

うした像容を持つ廻国僧の塔はこの1基だけで、貴重な存在です。

市指定第36号 西浦地藏尊

上保谷村西浦の念仏講中24人が1719年(享保4年)に建立したものです。田無宿から飯盛女が北へ向かって逃げ、このあたりで捕らえられて折檻されたり、首を縊ったりしたので供養のため建立したとの伝承があり、俗称「北向地藏」と呼ばれています。講中は現在まで継承されており、毎年7月24日に西浦の大山講と共に祀っています。集落の信仰の伝統を続けるものとして珍しい存在です。

市指定第37号 六地藏菩薩立像

幕末の1860年(万延元年)に上保谷村の東禅寺の檀家信徒たちの念仏講(基段に「上保谷村念仏講中」とある)が建立したものです。六道輪廻に苦しむ衆生を救済する地藏菩薩の本願に由来して、江戸時代に入ると六地藏の信仰が庶民に広まり、各地に六地藏石仏が建立されました。

市指定第38号 榛名大権現石造物群

榛名権現社は上保谷村下柳沢集落の鎮守でしたが、1906年(明治39年)の神社合祀令により尉殿神社に1915年(大正4年)合祀されました。しかし、氏子の強い希望により1942年(昭和17年)埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引宮したのが現在の氷川神社です。そして1984年(昭和59年)に、榛名の神は相殿ながらようやく正式に故地に戻りました。その長い由緒を伝える文化財が榛名大権現石造物群〔合祀以前の榛名大権現笠付塔(一対)…1819年(文政2年)造立、浄水盤…1807年(文化4年)造立、榛名大権現礎石…1862年(文久2年)造立〕です。

市指定第39号 石燈籠一対

江戸時代前期の1682年(天和2年)に、本殿両脇に建立された石燈籠です。この時代の古文書に乏しい保谷地域において、背面に彫られた「上保谷村惣氏子」の銘文は貴重な記録で、尉殿権現社(尉殿神社の前名)が古くから上保谷村の惣(総)鎮守であったことを示しています。

市指定第40号 奉納絵馬群

1752年(宝暦2年)に粟嶋明神として勧請された阿波洲神社は、上保谷新田の鎮守でした。ここに残る21枚の絵馬は中・小型のものばかりですが、江戸時代から大正時代にかけての心願の種々相や当時の風俗・習俗を伝える貴重な資料です。

市指定第41号 一文銭向い目絵馬二枚

寶樹院は薬師如来を本尊とし、病氣平癒を願う信徒の信仰を集めました。「一文銭向い目絵馬」は江戸時代に眼病平癒を願って奉納されたものですが、縁日等に心願を込めて奉納された多数の絵馬の内、現存する貴重な2枚であり、寶樹院の薬師信仰を伝える資料でもあります。「向い目絵馬」の多くは墨書されましたが、これら2枚は寛永通宝を並べて平仮名の「め」の字2つを向かい合わせる位置にして貼ってあります。

市指定第42号 菅原道真石像

江戸時代、下保谷村の鎮守は三十番神でしたが、その中に北野大明神すなわち、菅原道真が配列されていた由緒から、境内に菅原道真石像を御神体とする天神社が撰社として祀られました。しかし、1868年(明治元年)の神仏分離に基づく施策により三十番神信仰は禁止になりました。そこで氏子たちは、前述の由緒から菅原道真石像を本殿に移し、社号を天神社に改めました。

市指定第43号 観音寺の宝篋印塔(六十六部廻国塔)

田無村並木九郎左衛門は、日本全国六十六カ国霊場に法華経を一部ずつ納経する六十六部日本廻国供養を成就し、1743年(寛保3年)にその記念塔とも言うべき宝篋印塔を造立しました。この宝篋印塔は、陀羅尼信仰に基づき陀羅尼の全経文を梵字で上部基礎に刻んでいますが、他に

例が少なく、信仰の厚さを物語る貴重なものです。

市指定第 44 号 うまか いちおおえま 馬駆け市大絵馬

1884 年(明治 17 年)に観音堂に奉納されたこの絵馬は、村の祭りの日である「馬駆け市」を彷彿させる一等資料です。絵師は市を実見して描いたようで、如意輪寺の景観の中で行われた市の実際を極めてリアルに描写しています。

市指定第 45 号 うじこじゅうほうのうだいもくとう に き 氏子中奉納題目塔二基

これら 2 基の題目塔は、村の大願を祈念して鎮守の神に日蓮宗の題目を奉唱した記念の塔で、当時の下保谷村鎮守三十番神に奉納され、神仏習合の信仰習俗を表しています。明治初めの神仏分離はいぶつさしやくにもかかわらず、そのまま神社境内に残されたもので、下保谷村が日蓮宗であったことを示す、貴重な文化財です。江戸時代後期の 1773 年(安永 2 年)・1780 年(安永 9 年)に建立されました。

市指定第 46 号 ほうやぼやし 保谷囃子

保谷地域に唯一現存する祭囃子です。伝承では明治時代に、保谷生まれの菊さんという者が祭囃子を下総の葛西で、面踊りを埼玉県北足立郡野火止の菅沢で土地の神楽師から習い、当村若衆の有志連に伝授したといわれています。現在は「保谷ぼやし保存会」によって伝承されています。

市指定第 47 号 いわふねじぞうそん 岩船地藏尊

江戸時代中期の 1719 年(享保 4 年)頃、濁世から浄土へ人々を送り渡すために地藏菩薩は丈夫な岩の船に乗って現れるという「岩船地藏」が、関東各地で流行しました。この岩船地藏も、上保谷村がその影響を受けて建立したと考えられ、当時流行った社会現象を記録する貴重な文化財です。1719 年(享保 4 年)建立、1884 年(明治 17 年)再建です。

市指定第 48 号 はすみけもんじよ 蓮見家文書

旧下保谷村の名主であった蓮見家が所蔵する江戸時代前期 1639 年(寛永 16 年)から 1945 年(昭和 20 年)までの村政に関する文書他、同家の私的文書及び書籍から構成されており、近世から近代の下保谷地区と蓮見家の歴史を考察できる極めて有効な史料です。文書 1,379 点、書籍 215 点の計 1,594 点からなります。

市指定第 49 号 ぼくまつ ようしきしょうじゅう 幕末の洋式小銃

1860 年(万延元年)に米国から江戸幕府に贈られた米国製の前装式施条銃ぜんそうしきせしょうじゅう(ライフル銃)をモデルに、幕府の鉄砲製作所で 1861 年(文久元年)に製造を開始し、遅くとも 1864 年(元治元年)～1865 年(慶応元年)までの間に生産された国産ライフル銃(ミニエ銃)です。国産品として工業技術史上も貴重な資料であり、幕末から 1868 年(明治元年)に田無を含む近隣地域に所在した貴重な郷土資料でもあります。

6 西東京市の主な文化人一覧

秋山 駿 (あきやま しゅん)	1930～2013	文芸評論家
安房 直子 (あわ なおこ)	1943～1993	児童文学作家
茨木 のり子 (いばらぎ のりこ)	1926～2006	詩人
宇沢 弘文 (うざわ ひろふみ)	1928～2014	経済学者
江崎 俊平 (えざき しゅんぺい)	1926～2000	小説家
尾崎 秀樹 (おざき ほつき)	1928～1999	文芸評論家
香山 滋 (かやま しげる)	1904～1975	小説家
来栖 良夫 (くるす よしお)	1916～2001	児童文学作家
児玉 幸多 (こだま こうた)	1909～2007	歴史学者
今 和次郎 (こん わじろう)	1888～1973	民家・考現学・生活学研究者
小林 カツ代 (こばやし かつよ)	1937～2014	料理研究家
斎藤 晴輝 (さいとう はるてる)	1935～1999	児童文学作家
佐古 純一郎 (さこ じゅんいちろう)	1919～2014	文芸評論家
高橋 宏幸 (たかはし ひろゆき)	1923～2010	児童文学作家・画家
高橋 文太郎 (たかはし ぶんたろう)	1903～1948	民俗学者
田村 隆一 (たむら りゅういち)	1923～1998	詩人・随筆家
近辻 宏帰 (ちかつじ こうき)	1943～2009	元トキ保護センター長
寺村 輝夫 (てらむら てるお)	1928～2006	児童文学作家
藤原 一生 (ふじわら いっせい)	1924～1994	児童文学作家

※ 五十音順

※ 出典：『縁～西東京市ゆかりの文化人を紹介～』（西東京市図書館）

7 主な参考文献

	文献名	発行日	発行者	著者
1	田無市史 第1巻 中世・近世史料編	平成3年3月25日	田無市	
2	田無市史 第2巻 近代・現代史料編	平成4年3月25日	田無市	
3	田無市史 第3巻 通史編	平成7年1月10日	田無市企画部市史編さん室	
4	田無市史 第4巻 民俗編	平成6年1月20日	田無市企画部市史編さん室	
5	田無の石仏	昭和52年3月31日	田無市教育委員会・田無市文化財保護審議会	
6	田無市の文化財	平成11年3月	田無市教育委員会	
7	なつかしの田無・保谷	平成23年1月21日	西東京市中央図書館	
8	保谷の昔と村人たち	平成11年4月2日	東京保谷ロータリークラブ 会長 野口道明	片桐 譲
9	保谷市史 通史編1 考古	平成62年9月30日	保谷市史編さん委員会	
10	保谷市史 通史編2 古代・中世・近世	平成63年3月31日	保谷市史編さん委員会	
11	保谷市史 通史編3 近現代	平成元年1月20日	保谷市史編さん委員会	
12	保谷市史 通史編4 民俗	昭和64年1月7日	保谷市史編さん委員会	
13	保谷市史 史料編1 近世(1)	昭和61年2月28日	保谷市史編さん委員会	
14	保谷市史 史料編2 近世(2)	昭和61年3月31日	保谷市史編さん委員会	
15	保谷市史 史料編3 近現代(1)	昭和61年12月27日	保谷市史編さん委員会	
16	保谷市史 史料編4 近現代(2)	昭和62年3月31日	保谷市史編さん委員会	
17	保谷市史 別冊1 保谷の石仏と石塔1	昭和56年5月31日	保谷市役所	
18	保谷市史 別冊2 保谷の石仏と石塔2	昭和59年6月30日	保谷市役所	
19	下野谷遺跡 ―西集落 縄文時代中期の環状集落―	平成26年9月30日	西東京市教育委員会	
20	西東京市地域生活環境指標 平成15年度版	平成16年2月	西東京市企画部企画課	
21	西東京市地域生活環境指標 平成23年度版	平成24年3月	西東京市企画部企画政策課	
22	西東京市戦災パネル	平成21年度	西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課	
23	縁～西東京市ゆかりの文化人を紹介～ ―西東京市図書館開館40周年記念―	平成28年2月	西東京市図書館	

あ行

暗きよ あん p. 6
蓋ふたをされたり、地下たなに埋没しょうすいされた河川や水路のこと。遊歩道等になっているところも多く、市内でも、田無用水として使われていた用水が、現在は「ふれあいのこみち」・「やすらぎのこみち」になっている。

板碑 いたび p. 7, 14, 15, 28, 30, 82
死者の供養のために立てられた卒塔婆そとばの一種で、中世において盛んに立てられた。市内最古の「延慶えんげいの板碑いたび」は、鎌倉時代にすでに谷戸地域に人家があったことを立証する貴重な資料である。

か行

学制 がくせい p. 26, 32, 85
1872年（明治5年）8月に発布され、日本の近代学校制度の基礎を定めた最初の規定。これにより全国に小学校が設置され、すべての子どもを就学させることとなった。国民がみな、義務教育を受ける思想が提示されている。

賀陽玄雪・玄順親子 か やげんせつ げんじゆん p. 30, 83
賀陽玄雪は備前岡山藩の医者であり、1823年（文政6年）に田無村を訪れ、医療活動を行い定住した。玄雪の死後、その子玄順によって医療活動は引き継がれた。この親子は文化的素養もあり、書を得意とし、市内外に残る碑文にその書が残る。

官衙 かんが p. 7
役所や官庁のこと。

環状集落 かんじょうしゅうらく p. 7, 27, 82
墓域と考えられる土を掘り込んだ穴のある広場を、たてあな 竪穴住居跡や ほったてぼしら 掘立柱建物跡が囲むように並ぶ集落のこと。

原爆模擬爆弾 げんぱくもぎぼくだん p. 31
1945年（昭和20年）7月29日に、西武柳沢駅南にあるしじゅうから第二公園の東側に、強力な爆風を感じる爆弾1発が投下され、畑仕事をしていた女性ら3人が亡くなった。米軍資料及び関係者への調査により、原子爆弾の投下訓練のために全国約50か所で実施された作戦の一つであることが判明した。

高札 こうさつ p. 14, 29, 83
一定期間、高札場こうさつばに掲げられ、村民に対して周知を図るもの。1711年（正徳元年）に江戸幕府により全国に掲示された。

庚申塔 こうしんとう p. 14, 29, 30, 83, 84, 85, 86
道教に由来する庚申信仰に基づいて建てられた石塔のこと。庚申塚、庚申供養塔とも呼ばれる。関東地方では数多く建立されており、石の塔や仏像、文字等、様々に存在する。市内では、庚申塔4基と庚申像1体が市指定文化財となっている。

御門訴事件 ごもんそ p. 9, 30, 85
1869年（明治2年）11月に当時の品川県が備蓄米（社倉）の取り立てを強行し、それに田無

周辺の村々が反対し、1870年（明治3年）1月に日本橋の県庁に集団で歎願に赴いた。しかし、農民50人が不当に逮捕され、一部に犠牲者がでた。市内にはその犠牲者の慰霊碑として招魂塔が建てられている。

さ行

散華乙女の碑 p. 31

1944年（昭和19年）12月3日の中島飛行機武蔵製作所への第2回空襲で、防空壕に逃げた女学生4名が亡くなった。その慰霊碑として、1978年（昭和53年）に武蔵野大学キャンパスに建てられた。

しーたとのーや p. 21, 54

下野谷遺跡のPRとイベント等の活性化に向け制作された下野谷遺跡の主なマスコットキャラクター、縄文時代の男の子の「しーた」と女の子の「のーや」のこと。市民のアイデアから生まれた。

漆喰 p. 29

水酸化カルシウム（消石灰）を主成分とした固化材で、瓦や石材の接着や目地の充填、壁や天井等の上塗り等に使われる材料のこと。

人馬継ぎ立て p. 29

江戸時代の輸送で、人や荷物は宿ごとに人馬を変えて隣の宿へと継ぎ送られていたこと。青梅街道がひらかれ、その人馬継ぎ立て（継場）の役割を田無村が担っていた。

双環状集落 p. 27, 64

墓域と考えられる土を掘り込んだ穴のある広場を、^{たてあな}堅穴住居跡や掘立柱建物跡が囲むように並ぶ集落（環状集落）が、複数存在している集落のこと。

雑木林 p. 9, 18, 26, 28, 52, 56

クヌギやコナラ等の広葉樹で構成された、人工的・意図的に作られた林（人工林）のことで、広義には人里周辺の入りやすい林の意を含み、里山と等しく用いられることもある。

惣代 p. 9

地域の代表者のこと。一定の地域の村々の名主（庄屋）の代表を意味する「惣代名主」等と使われる。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS） p. 54

人と人との交流を支援するサービスで、Facebook、Twitter、LINE等のことを指す。

た行

鷹場 p. 14, 26, 28, 86

鷹を使って狩猟をするための場所。市内には市指定文化財として、鷹場の境界線に立てられた石杭が5本残る。

多摩北部都市広域行政圏協議会 p. 49, 63

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の5市による広域行政圏で、イベントの開催、名所・特産品の情報提供等の文化事業や図書館の相互利用等のサービスを提供している。愛称である「多摩六都」は、西東京市が田無市と保谷市の時代に6市で構成されていたことから名づけられた。

地域博物館 p. 24, 39, 55, 61, 64, 68

一般的な歴史文化や自然科学等を総合的に展示、研究する役割を持つ「総合博物館」に対し、地域に根付き、主に地域の歴史文化等の資源を展示、研究する博物館。地域住民の活動の場としての役割も期待されるものが多い。

宙水 p. 7

「ちゅうすい」または「ちゅうみず」と読み、地下水の上の地層に、地下水本体から離れて局部的に滞る地下水のこと。地表面に近い浅い位置にあり、井戸として利用されてきた。

東京帝国大学農学部附属農場（現・東大生態調和農学機構） p. 31

1935年（昭和10年）に本市に移転。長く東大農場の名称で市民に親しまれてきたが、平成22年4月1日に東大生態調和農学機構（正式名称：東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構）に改組。

は行

旅籠 p. 9

江戸時代に出現した食事を提供する宿泊施設のこと。街道の宿場ごとに多く存在した。

榛名神社の合祀反対運動 p. 30

上保谷村下柳沢集落の鎮守だった榛名権現社は、1906年（明治39年）の神社合祀令により尉殿神社に1915年（大正4年）に合祀された。しかし、氏子の強い希望により、1942年（昭和17年）に埼玉県さいたま市蓮見新田の村社を引宮し、現在の氷川神社となった。そして、1984年（昭和59年）に榛名の神は、相殿ながらようやく正式に元の地に戻った。

稗倉 p. 14, 28, 82, 83

1838年（天保9年）、田無村の名主、下田半兵衛富永が、飢饉に備えて稗（穀物の一種）を蓄える方法を代官に願い出て、自宅の庭に五百石入りの稗倉1棟を自費で建てた。名主ほか主な百姓39人で百両を出金し、それを貸し付けた利子で年々稗を貯蔵した。

ふれあいのこみち・やすらぎのこみち p. 28

青梅街道をはさんで通る南北の遊歩道。地下には田無用水が今も流れる。

文化財類型 p. 4

文化財保護法第二条に定義された文化財の6つの類型は、以下とおり。この定義を参考に、西東京市文化財保護条例第2条の文化財類型も定められている。

文化財保護法による6つの類型	
<p>有形文化財</p> <p>歴史・芸術上価値の高い、有形のもの 建造物・絵画・古文書・考古資料等 〔当市の例〕 田無神社本殿・拝殿（都指定）</p>	<p>記念物</p> <p>史跡…歴史上、学術上価値の高い場所や施設 〔当市の例〕 下野谷遺跡・玉川上水（国指定） 名勝…芸術上、鑑賞上価値が高い場所や景観 〔当市の例〕 小金井（サクラ）（国指定） 天然記念物…学術的価値の高い動植物・地質鉱物 〔当市の例〕 総持寺のイチヨウ・田無神社のケヤキ（市指定）</p>
<p>無形文化財</p> <p>歴史・芸術上価値の高い、無形のもの 演劇・音楽・工芸技術 〔当市の例〕 田無ばやし・保谷囃子（市指定）</p>	<p>文化的景観</p> <p>長年の生活・風土で作られた景観地で国民生活や生業を理解するうえで欠かせないもの 棚田・里山等</p>
<p>民俗文化財</p> <p>衣食住・信仰・慣習等、国民生活の移り変わりを 知るため、不可欠なもの</p>	<p>伝統的建造物群</p> <p>周囲の環境と一体をなした歴史的風景を形成している建 物群で価値の高いもの 城下町・宿場町等</p>

ま行

武蔵野 p. 7, 9, 28, 29, 32, 35, 56, 82

現在では、南を多摩川、西を入間川、北を荒川、東を隅田川に囲まれた武蔵野台地とほぼ同じ意味で使われている。関東ローム層の起伏する台地が連なり、最上部は黒土の土壌となっている。平安時代にはススキ草原、江戸時代以降には雑木林等の景観で語られる。

や行

ようろうばた
養老畑 p. 28, 83

作物の収穫物を村内の生活困窮者や老人、往来での行き倒れ人らを救済するために設けられた畑のこと。田無村の名主、しもだはんべえとみいえ下田半兵衛富宅が、1854年（安政元年）に自分の所有地1町歩（約1ヘクタール）を提供した。現・田無小学校に1854～1859年（安政年間）に建立されたようろうはたひ養老畑碑が残る。

(表紙写真)

上段左 : ①東大生態調和農学機構 本館前の桜

上段右 : ②尉殿神社 狛犬

下段左 上 : ③下野谷遺跡公園

中 : ④田無神社と神輿

下 : ⑤東伏見稻荷神社

下段右 : ⑥下野谷遺跡出土土器

(①～⑤撮影 : 西東京市の歴史を守る会写真班)

(⑥撮影 : 山下 喜一郎 氏)

西東京市文化財保存・活用計画

平成 28 年 3 月

西東京市教育委員会 教育部社会教育課

〒 202-8555 東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号

電話 042-438-4079 (直通)